

富谷市学校評価実施要項

平成20年2月15日策定

富谷市教育委員会

1 趣旨

本市では、教育重点施策として「学びのまち富谷」をスローガンに掲げ、地域から信頼され地域とともに育つ「確かで魅力のある学校」の実現に努めている。

各学校が、保護者や地域住民の信頼や期待に応える教育を推進するためには、自校の教育活動や学校運営について点検・検証し、その結果や取組状況等を積極的に公表し、理解と協力を得ることが不可欠である。

各学校は、この要項に基づき、学校評価を計画的に実施し、教育活動や学校運営について組織的・継続的に改善を図るとともに、保護者や地域住民に説明責任を果たし、市民の負託に応える教育を推進することが重要である。

2 目的

この要項は文部科学省が策定した義務教育諸学校における学校評価ガイドライン（以下「学校評価ガイドライン」という。）に基づき、以下のことを目的として定める。

- (1) 各学校が、自らの教育活動その他の学校運営について、目指すべき成果やそれに向けた取組について目標を設定し、その達成状況を把握・整理し、取組の適切さを検証することにより、組織的・継続的に改善すること。
- (2) 各学校が、自己評価及び学校関係者評価の実施とその結果の説明・公表により、保護者、地域住民から自らの教育活動その他の学校運営に対する理解と参画を得て、信頼される開かれた学校づくりを進めること。
- (3) 各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の必要な措置を講ずることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ること。

3 実施校

市立各小中学校とする。

4 学校評価の構成

「学校評価ガイドライン」に基づき、以下の3つの要素から構成する。

- (1) 各学校が自ら行う評価及び学校運営の改善【自己評価】
- (2) 評価委員会等の外部評価者が行う評価及び学校運営の改善【学校関係者評価】
- (3) 評価結果の説明・公表、設置者への提出及び設置者等による支援や条件整備等の改善

5 推進組織

- (1) 設置者は、上記目的を達成するため、各学校代表から構成される「学校評価部会」を設置し、富谷市における学校評価システムの適切な活用と効果的な運用方法等について協議する。

- (2) 校長は、校内における学校評価の組織的な推進体制を整備するため、全職員から構成される「校内評価委員会」を設置し、教職員自らが学校運営の改善に向けた取組等について協議する。
- (3) 各学校は、自己評価の客観性を高めるため、校長より選出された保護者や地域住民等から構成される「学校関係者評価委員会」を設置し、当該学校の教育活動の参観等を通して自己評価結果等について検証する。

6 方法

(実態調査 (Research)) - 目標 (Plan) - 実行 (Do) - 評価 (Check) - 改善 (Action) という (R) P D C A サイクルに基づき、以下の手順で継続的な改善に向けて実施する。

(1) 目標設定

各学校は、学校全体の教育目標とともに目指すべき成果やそれに向けた取組に関する中期と単年度の目標を具体的に設定する。また、その達成状況や達成状況に向けた取組の状況を把握するための指標を設定する。

(2) 評価項目の設定

「学校評価ガイドライン」の「3 評価の項目、指標の例」を参考にして作成した富谷市共通の自己評価項目をベースに、各学校において「特色のある教育活動等」に独自の項目を追加し実践目標を適切に設定する。

なお、実践目標を作成する場合においては、全教職員が校務分掌ごとに分担し工夫ながら行う。

(3) 自己評価の実施

目標の達成状況を検証し、その原因分析等を行うために、アンケート調査など多くの情報や資料を収集・整理し、各学校における現状と課題を把握する。

実施するにあたっては、校長のリーダーシップの下、全教職員が参加して日常的かつ組織的に取り組む。

なお、年度末の総括評価のみならず、中間評価を重視しその取組状況を設置者に報告する。

(4) 学校関係者評価の実施

自己評価の客観性を高め、地域住民等からの協力・連携のため、学校関係者評価委員が学校運営の現状と課題について把握し共通理解を深めるとともに、改善に向けた取組が適切かどうかを検証する。

実施するにあたっては、学校関係者評価委員に対して「学校関係者評価 Q & A」を活用しながら学校の具体的目標等を説明した上で行い、意見交換や学校訪問等により積極的な学校を開く体制づくりを行う。

(5) 自己評価書の作成

具体的な目標等、目標の達成状況及び取組の状況、取組の適切さの検証結果に加え、改善方策などについて簡潔かつ明瞭に記述し、設置者へ提出する。

(6) 学校関係者評価書の作成

目標の達成状況及び取組の状況、取組の適切さの検証結果、教育活動その他の学校運営の改善に関する意見などについて簡潔かつ明瞭に記述し、各学校へ提出する。

7 公表

自己評価書及び学校関係者評価書の内容について、保護者を対象とした説明会や学校だより、ホームページ等により地域住民に説明し、それを契機として保護者や地域住民と継続的な対話を図ることで教育活動の改善に向けた具体的な交流・協力を行う。

なお、公表するにあたっては、(R) P D C Aサイクルのつながりを重視し、結果や分析のほか今後の改善策も併せて公表する。

8 報告

各学校は、自己評価書及び学校関係者評価書のほか、学校の対応（改善）をとりまとめた文書を設置者及び学校評価委員会に報告する。

9 改善

設置者は、各学校の自己評価書、学校関係者評価書、学校訪問や校長に対する意見聴取等により、各学校の教育活動その他の学校運営の状況を把握し、それらをもとに学校に対する支援や条件整備等の改善を行う。

なお、改善にあたっては、学校の自主性・自律性を高めることを踏まえて、各学校の現状を把握し改善する。

10 指導・助言

設置者は、評価が適切に行われたかどうか、学校運営の改善に向けた取組が適切かどうかを検証し、学校運営の改善に向けた指導・助言を行う。

1.1 留意事項

- (1) 学校評価とは、学校が保護者や地域住民とともに一体となって子どもたちの健やかな成長を図るためのひとつのツールであり、学校の序列化や過度の競争といった弊害が生じないよう十分に配慮する。
- (2) 自己評価書や学校関係者評価書など学校運営に関する情報を公表・提供する場合は、子どもの個人情報の保護に留意する。

1.2 学校評価計画（別紙）